

意見書

(一部省略)

■児童扶養手当制度の拡充を求める意見書

可決

児童扶養手当は、母子家庭などひとり親家庭の「生活の安定と自立の促進」によって「児童の福祉の増進を図る」(児童扶養手当法1条)ことを目的に支給される制度で、所得に応じて子ども1人最大月額4万3,160円、第2子加算1万190円、第3子以降加算6,110円が支給されています。所得が増えるほど支給額が減り、前年度の所得額が230万円以上になると打ち切られます。このため所得制限ギリギリの世帯は、児童扶養手当支給世帯以下の生活レベルに陥るという逆転現象がおきて困窮しています。また、様々なひとり親支援の制度の多くは「児童扶養手当」の有無が基準になっているため、児童扶養手当対象外になると様々な支援からもこぼれてしまう実態があります。

よって、国においては、児童扶養手当制度について、下記の改善を早急に図るよう強く要望します。

- ・所得制限を緩和し、支給対象の拡大を図ること。
- ・第二子以降の加算額を増額すること。
- ・子の扶養者が公的年金を受けている場合でも併給できるようにすること。

■重度心身障害者医療費助成制度の拡充を求める意見書

可決

精神障害者保健福祉手帳2級所持者を『重度心身障害者医療費助成制度』の対象に拡大してください。

■住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

可決

住居確保給付金の利用者の状況等実態調査を踏まえて、住居確保給付金の支給期間(最長9か月)の延長、収入要件の公営住宅入居収入水準への引き上げ、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。(他8項目)

総務産業常任委員会 所管事務調査報告

総務産業常任委員会は、11月5日、第二委員会室において「中間処理場及び産業団地の進捗について」所管事務調査を行った。

中間処理場は、土壌調査に伴い有害物の搬出を行ったため、1か月程度工期の遅れがある。整備事業費は約8億円だが、国補助の3億円弱と、地方債の交付税措置などがあり、町の負担分は3年間で6千万円程度との説明があった。

松伏田島産業団地は、調整池の底面利用として、サッカー、壁打ちテニス、ストラックアウト、バスケットなどスポーツを楽しめるよう整備予定。

公園は自治会や子供会などのイベント等で利用可能なほか、ターザンロープ、ボルタリングの壁や健康遊具を備える予定との説明があった。

